

「入会権確認等請求事件」について

○判決の概要

判決日

令和3年3月3日

判決内容（主文）

- 1 第1事件原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 (1) 原告鹿毛馬区及び原告自治会の各訴えのうち、各土地について共有の性質を有しない入会権を有することの確認を求める訴えをいずれも却下する。
(2) 原告鹿毛馬区及び原告自治会のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

○事件概要

第1事件 事件番号 平成26年(ワ)第101号

1. 原告：梅田親義外2名
2. 被告：飯塚市
3. 請求趣旨：
 - (1) 原告らと被告との間において、原告らが物件目録記載の各土地に共有の性質を有しない入会権を有することを確認する。
 - (2) 被告は原告らに対し、それぞれ18万9,873円及びこれに対する訴状送達の日から完済に至るまで年5分の割合による金員を支払え。
〔※18万9,873円×79名＝14,999,967円
約1,500万円〕
 - (3) 訴訟費用は被告の負担とする。
4. 物件目録：土地168筆 約204万平方メートル

第2事件 事件番号 平成27年(ワ)第167号

1. 原告：鹿毛馬区
2. 被告：飯塚市
3. 請求趣旨：
 - (1) 原告と被告との間において、原告が本件各土地に共有の性質を有しない入会権を有することを確認する。
 - (2) 被告は原告に対し、1,500万円及びこれに対する訴状送達の日から完済に至るまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (3) 訴訟費用は被告の負担とする。
4. 物件目録：土地168筆 約204万平方メートル

第3事件 事件番号 平成27年(ワ)第168号

1. 原告：鹿毛馬区自治会
2. 被告：飯塚市
3. 請求趣旨：事件番号 平成27年(ワ)第167号に同じ
4. 物件目録：土地168筆 約204万平方メートル